

第七十三回  
帝國議會  
貴族院

# 國民健康保險法案特別委員會議事速記録第四號

昭和十三年二月二十三日(水曜日)午前十時十四分開會

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ是

ヨリ開會致シマス、大臣ノ御出席モ間モナクアルト思ヒマスカラ、大臣ニ御質問ノ方ハソレカラ願ヒタイト思ヒマス、只今ハ前回ニ引續イテ質問ヲ續行致シタイト思ヒマス、チヨット此ノ際私カラ廣瀬次官ニ御伺ヒシタイノデスガ、此ノ法律ノ二十一條ニ、二、三、四、ト斯ウ分ケテ舉ゲテアリマス、此ノ事柄ニ付テ一ツハッキリ御説明ヲ伺ヒタイト思ヒマス、ドナタデモ宜シウゴザイマス

○政府委員(清水玄君) 私カラ御答ヘ致シ

タイト思ヒマス、此ノ法案ノ二十一條ハ所謂保險施設ト稱シテ居リマス施設デゴザイマス、此處ニ列舉シテアリマスル色々ノ施設ガアル譯デアリマス、要スルニ傷病ノ豫防等ニ關シマシテ個々ノ場合ニ、例ヘバ流行病ガアル場合ニ豫防方法ヲ講ズルトカ、或ハ風邪ガ流行ツタナラバ、「マスク」ヲ配給スルト云フヤウナ簡單ナ施設カラ、又體力ノ増進ト云フコトヲ考ヘマシテ、各種ノ衛生知識ノ普及ラシマストカ、或ハ其ノ他豫防上

ノ施設ヲヤルト云フヤウナ、個々別々ノ施設ヲ其ノ時ニ應ジテヤリマスルコトハ、其處ニアリマスル所謂保險施設デアリマス、サウ云フコトヲ此ノ組合ニ於テ給付ト同時ニヤリ得ルコトヲ示シテアルノデアリマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) サウシマス

ト疾病ノ豫防ト云フコトハ、一般ニ我々了解シテ居ルヤウナコトデナク、極ク輕イ意味デ、或ハ「マスク」ヲ著ルトカ、ソシヤウナコトデスカ

○政府委員(清水玄君) 御話ノ如クサウ云

フ風ナ「マスク」ヲ配リマストカ、豫防注射ラシマストカ云フヤウナコトヲ其ノ所謂其處ニ書イテアリマスル豫防施設トシテハヤルノデアリマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) サウスルト

豫防衛生ノ一部ヲオヤリニナルノデスネ

○政府委員(清水玄君) ハイ

ト、我々此ノ際チヨット伺ッテ置キタイノデスガ、能ク都市ニ於テ集團的ニ傳染病ガ發生スル場合ガアル、小サナ都市ニ於テハ其ノ都市ノ衛生行政ガ非常ニ混亂スル位ニ大キナ事件ガ起ルコトガ能クアル、其ノ場合

ニハ此ノ健康保險ノ法案ハドウ云フ風ニ働クノデスカ

○政府委員(清水玄君) 御話ノヤウナ場合

デゴザイマス、此ノ國民健康保險組合ニ於キマシテ豫防施設ヲ致シマスト同時ニ一般ノ防疫關係ノ方ノ働キモアルト思ヒマス、此ノ組合ト致シマシテハ、其ノ組合ニ對シテ財政ノ許ス限リニ於テ出來ルダケノコトヲ致シマス、ソレカラ一般のニ矢張り一般ノ豫防衛生ノ立場カラノ活動ガアル譯デアリマス、兩々相俟ッテト云フコトニナル譯デアリマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 大臣ガ御出

席ニナリマシタガ……

○金岡又左衛門君 私ハ大臣ニ御伺ヒ致シ

タイト思ヒマスノハ、我が國ノ醫藥行政ノ件ニ付テ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、先達テ此ノ件ニ付テ一言廣瀬厚生次官ニモ御尋ネ致シタノデゴザイマスガ、次官ハ是ハ固ヨリ大問題デアリマスノデ、何レ醫藥制度調査會ニ於テ十分ニ研究ラシタイ、斯ウ云フコトデアリマシタ、勿論是ハ大問題デアツテ、又我が國ノ是ハ數十年來ノ懸案デゴザイマス、其ノ調査會ニ於テ能ク検討セラレルト

云フコトハ、モウソレデ宜イノデアリマス、當然ノコトデアリマスガ、調査會ハ調査會トシテ今厚生省ノ茲ニ生レタ際デモアリ、又大臣トシテ之ヲドウ云フ風ニ御考ニナルカ、其ノ御氣持、又御感想ヲ伺ヒタイト

思ヒマス、我が國ノ醫藥制度ノ制定ハ、是ハ御承知ノ通り今ヨリ六十年前ニ於テ既ニ制定サレテ居ル、ソレハ申ス迄モナク此ノ醫療ノ目的、治療ノ目的ト云フモノハ醫師ノ正確ナル診斷、之ニ伴フ適正有效ナル藥劑ノ支給、之ト相俟ッテ治療目的ヲ達成スル、是ハモウ車ノ兩輪、鳥ノ兩翼ト申シマスカ、斯ウ云フモノデアアルノデアリマシテ、明治初年ニ於テ醫制ト云フモノガ制定サレ

タ時ニ、醫師ハ病家ニ對シテ處方箋モ交付スルシ、醫師ハ藥モ嚮グコトヲ許スト云フコトヲ明記シテ居ル、サウシテ當分ノ間藥店ノ手代ト云フ者、サウ云フ者カラ藥劑ヲ給付セシムルト云フ便法ガ設ケラレタ、暫定的ノサウ云フ規定ガ設ケラレテアツタ、サウシテ越エテ明治二十二年デアリマシタカ、藥律制定ノ時ニハ藥劑師ト云フモノノ要件ト云フモノヲ劃然トシテ規定シテ居

ル、藥劑師ハ醫師ノ處方箋ニ依ッテ藥劑ヲ

調劑スル者ヲ藥劑師ト云フ斯ウ云フコ

トノ定義ガ明治二十二年ニ既ニ出來テ居

ル、此ノ兩制度ノ領分ハ既ニ確定サレテ

居ル所ハ、藥劑ヲ受ケル所、斯ウ云フコト

ハ自己ノ診療スル患者ニ限り之ヲ交

付スル、斯ウ云フコトニ附則ニ於テ定メ

ラレテ居ル、爾來今年六十年ヲ經テ此ノ成

度ガ死文化サレテ居ル、殆ドアレドモ無キ

ガ如シト云フ状態デアアルノデアリマスガ、

ソレニハ色々ノ事情モアツテ今日ニ至ツタノ

デアリマスガ、既ニ政府ニ於テハ明治二十

四年ニ此ノ醫藥分業ト云フモノヲ斷然トシ

テ帝國議會ニ提出シタノデアリマス、然ル

ニ一方ノ非常ナ反對ニ依ツテ是ガ葬ムラレ

タ、斯ウ云フ状態ニナツテ居ルノデアリマス

ル、既ニ政府モサウ云フ氣持デアリ、又

政治家モサウ云フ氣持デアリ、國民ノ方ニ

於テモサウ云フ氣持デアッタノガ在昔今日

ニ至ツテ居ル、斯ウ云フ状態デアリマス、サ

ウシテ是ハ習慣デアアル、古來ノ數十年來ノ

是ハ抜クベカラザル習慣デアアル、斯ウ云フ

コトニシテシマツタ、斯ウ云フヤウナ状態デ

アルノデアリマスガ、調査會ニ於テ御研

究ニナルト云フコトハ、是ハモウ當然ノコ

トデアリマスケレドモ、先ヅ大臣ノ御氣持

又御考ヲ一ツ御伺ヒ致シタイト斯ウ思ヒマ

スガ、一面ニ於テ法ガ其ノ儘行ハレテ居ナ

イト云フ點ガ、又實情色々ノ事情ガアルト

云フコトヲ證明シテ居ル譯デアリマス、今

日厚生省ガ出來マシテ、是等ノ點ヲ十分研

究致シマス立場ニアル以上ハ、醫藥制度調

査會ニ於テ篤ト研究シテ善處シヨウ、斯ウ

考ヘテ居リマス

○金岡又左衛門君 ソレハ今調査會ニ於テ

能ク善處シヨウト云フ御答辯デ、マアサ

ウデアリマスガ、元來是ハ私カラ申シマ

スレバ研究且調査スルト云フコトヨリモ、

是ハモウ研究調査ト云フ場合デナイ、是

ハ最早實行ノ緒ニ著カルベキモノデアツテ、

寧ロソレハモウ實施セラルベキモノガ後

レテ居ルノデアツテ、調査研究ト云フコト

ガ既ニ速ク去ツテ居ルノデハナイカト思

フノデアリマス、固ヨリ急激ナ直チニ強制

醫藥分業ヲ全國ニ向ツテ布クト云フ、サウ云

フヤウナコトヲ私ハ申スノデハアリマセス

ケレドモ、是ハ矢張り實行ノ緒ニ著ク時ニ

ハ、固ヨリ其ノ初歩トシテ或ハ大都市カラ

之ヲヤルト云フカ、シナケレバナラス、サ

ウ云フヤウナモノデアツテ、調査研究迄モナ

ク是ハ實行ニ移サルベキモノデアアル、ソレ

ダケノ勇斷ガナケレバナラス、ソレダケノ

熱意ガナケレバナラス、斯ウ云フヤウニ思

テ居ル位デアリマシテ、譬テ見レバ是ハ今

回布カレル國民健康保險法ニ於キマシテ

モ、斯ウ云フ際ニ此ノ厚生省トシテ之ヲ實

施サレルト云フコトガ最モ時宜ニ適シタモ

ノデハナイカ、成ル程サウ云フ法ガ布カレ

テ居ルノデアアルカラ、自由分業ニナツテ居

ルノデアアルカラ、患者ガ醫師ノ處方箋ヲ要求

フシテ、醫師ハ患者ノ處方箋ノ要求ニ對シ

テ之ヲ拒ムコトハ出來ナイノデアアルカラ、

醫師ニ患者ガ處方箋ヲ要求シテ、サウシテ

自由ニ各藥局ナリ又藥劑師ノ方カラ給付ヲ

受ケルコトガ出來ルノデアアルカラ、自由分

業ニナツテ居ル譯デハナイカ、斯ウ云フヤウ

ナ論者モアリマス、ソレカラ又ドウモ此ノ

分業ニ依ツテ非常ニ患者ノ負擔ガ重クナル、

診療ソレカラ藥劑、是等ノ負擔ガ過重セラ

レルト云フ見方、ソレカラ非常ニ不便デア

ルト云フ見方ソレカラ診療ヲシテ貫ツテ直チ

ニ藥劑ノ給付ヲ受ケルト云フコトガ非常ニ

便利デアアルガ、診療所ハ診療所、藥劑ヲ受

ケル所ハ、藥劑ヲ受ケル所、斯ウ云フコト

ハ非常ニ不便デアアル、是等ガ實施ノ困難ナ

理由デアアル、私カラ申シマスレバ詰リ政府

ニ於テ熱意ヲ持ツテ其ノ方法ノ實行ヲ期サ

レ、バ是ハ何デモナイコトデアアル、是ハ詰

リソレダケノ勇斷ガナイト私ハ思フノデアリ

マス、負擔ノ重加スルト云フコトハ是ハ先

達テモ申シマシタヤウニ、此ノ醫藥、診療、

ソレカラ藥劑ト云フモノハ、安イカラ流行

ル、安流行リニ流行ルト云フ醫師ハ絶對ニ

ナイ、ソレカラ藥ニシマシテモ安イカラ賣

レルト云フ藥ハ絶對ニナイ、アスコノ醫者

ハ非常ニ流行ルト云フコトハ良イ醫者デア

ル、診療ガ非常ニ名手デアルト云フコトデ、

斯ウ云フコトデ流行ルノデアリマス、ソレ

カラ便利ノ良イ所ニ開業シタカラ流行ル

ト云フ譯デモナイ、便利ハ惡クテモ、不便

デモ、良イ醫師デアレバ門前市ヲ成ス、藥

劑ニ致シマシテモ安イカラ藥ガ賣レルト云

フ譯デハナイ、普通ノ品物ト違ツテ、是ハ命

ヨリモ大事ナモノハナイ、病氣程恐シイモ

ノハナイノデアリマスカラ、アスコノ藥劑

ハ能ク賣レル、アスコノ調劑所ハ能ク流行

ルト云フコトハ精巧ナ有效ナ良イ藥タカラ

賣レルト云フコトニナリマス、ソレデアリ

マスカラ負擔ノ過重サレルコトニ依ツテ此

ケル所ハ、藥劑ヲ受ケル所、斯ウ云フコト

ハ非常ニ不便デアアル、是等ガ實施ノ困難ナ

理由デアアル、私カラ申シマスレバ詰リ政府

ニ於テ熱意ヲ持ツテ其ノ方法ノ實行ヲ期サ

レ、バ是ハ何デモナイコトデアアル、是ハ詰

リソレダケノ勇斷ガナイト私ハ思フノデアリ

マス、負擔ノ重加スルト云フコトハ是ハ先

達テモ申シマシタヤウニ、此ノ醫藥、診療、

ソレカラ藥劑ト云フモノハ、安イカラ流行

ル、安流行リニ流行ルト云フ醫師ハ絶對ニ

ナイ、ソレカラ藥ニシマシテモ安イカラ賣

レルト云フ藥ハ絶對ニナイ、アスコノ醫者

ハ非常ニ流行ルト云フコトハ良イ醫者デア

ル、診療ガ非常ニ名手デアルト云フコトデ、

斯ウ云フコトデ流行ルノデアリマス、ソレ

カラ便利ノ良イ所ニ開業シタカラ流行ル

ト云フ譯デモナイ、便利ハ惡クテモ、不便

デモ、良イ醫師デアレバ門前市ヲ成ス、藥

ノ實現ガ阻止サレルト云フ議論モ大イニ研究スベキ所デア、デアリマスカラサウ云フ場合ニハ或ハ藥價料ヲ設ケル、或ハ診療料ト云フモノヲ規定スル、今日ノ健康保險法デ法規ヲ以テ定メルト云フコトモ一ツノ途デア、ソレカラ現在ニ於テ是ガ行ハレテ居ル所ノ弊害ハ、一方的ニ之ヲ委シテアル、丁度之ヲ譬ヘテ申シマスト云フト、大工ガ建物ヲスルノニ設計モスル、ソレカラ材料モ買フ、之ヲ大工ガ建築モスル、斯ウ云フコトデハ此ノ建築ニ他日間違ガアツタ場合ニ於テ、何レニ不正ガアツテ、何レニ手落ガアツタト云フコトガ分ラナイ、今日ハ診療モスル、治療モスル、藥劑モ給付スル、一方的ノ行爲トナツテ居ル、茲ニ非常ニ此ノ國民健康保險ノ爲ニ、非常ニ遺憾ガアル、斯ウ云フコトニ考ヘル、然ラバ自由分業ト云フモノガ行ハレテ居ルカト云フト、自由分業ハヤレト云フコトニナツテ居ルケレドモ實際ハ行ハレテ居ナイ、醫師ノ方カラ處方箋ヲ要求スル患者ハ殆ドナイ、是ハ非常ナ必要トシテ旅行デモスルト云フヤウナ場合ナラバ、サウ云フ處方箋ヲ要求シマスケレドモ、普通ニ於テハ殆ド要求サレナイノデゴザイマスカラ、矢張り一方的ニ於テ之ヲ取扱ハレテ居ル、又此ノ現在ノ制度ニ於テハ

其ノ間違ノ出來テ居ルト云フコトハ表面ニ於テ現レテ居ラナイ、是ハ先達テモ御尋ネ致シタノデアリマスカ、現在行ハレテ居ル健康保險ノ囑託醫ニ、非常ナ茲ニ保險院ガ處分ラシテ居ル、是ハ表面ニ現レテ居ルノハ七百五十名デアリマセウ、併シ現レテ居ラナイ潜在的ノモノハ何千カ或ハ萬カ、斯ウ云フコトデア、同ジ健康保險ノ一少部分ノ範圍ニ於テスラスクノ如シ、之ヲ一般ノ全國ニ之ヲ考ヘテ見マスカラバ、思ヒ半バニ過ギルモノガアル、斯ウ云フ風ニ考ヘル、唯是ハヤルトヤラヌト云フコトハ政府ノ是ハ決意ニアルト思フ、私ハ醫師ノ方ヲ決シテ悪ク云フノデハナイ、攻撃スルノデハアリマセヌ、醫術ハ仁術ト申シマシテ尊敬スベキ大切ナモノデア、醫者ガ惡イノデハナイ、政府ガ惡イノデア、政府ガ詰リ或一方的ノ判定ト云フカ、之ヲ年來ノ傳統デア、習慣デア、事情デア、斯ウ云フコトニ恐怖サレテ居ルト云フカ、腫レ物ニ當ラナイヤウニシテ居ラレト云フカ、之ヲシテ在再今日ニ至ラシメタト云フコトハ私ハ政府ガ惡イト思フ、是ハ歴代ノ政府ノコトデアツテ、今日ノ大臣ニ申上ゲルコトハ無理デアリマスケレドモ、今日此ノ厚生省ノ出來タ機會ニ於テ、之ヲ是非トモ

斷行セラレタイ、サウ云フ氣分ニナツテ居ルノデアリマシテ、サウ云フコトヲ切ニ私ハ御願ヒシタイノデアリマス、其ノ點ニ付テ御考ハ如何デアリマスカ

○國務大臣(侯爵木戶幸一君) 只今ノ御意見ハ能ク了承致シマシタ、政府ニ於テモ今日熱意ヲ持ツテ居ラナイトカ、或ハ勇斷ヲ缺イデ居ルトカ云フヤウナ意味ニ於テ、此ノ問題ヲ回避シテ居ル點ハナイノデアリマス、厚生省ガ出來マシテ、同時ニ醫藥制度調査會ト云フモノガ設ケラレマシタコトハ此ノ問題ニ付キマシテモ一步ヲ進メタモノト考ヘルノデアリマス、サウシテ調査會ガ出來マシタ以上ハ、其ノ調査會ニ於テ十分此ノ問題ハ各方面カラ検討セラルベキモノデアルト考ヘテ居リマスノデ、其ノ結果ヲ俟チマシテ、斷行スルモノハ斷行スルト云フコトニ致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○金岡又左衛門君 此ノ醫藥制度調査會ノ設置ハ、是ハ御承知ノ通り昨年ニ於テサウ云フコトニ、内務省時代ニ於テ是ハ出來マシタ、今年既ニ其ノ豫算モ計上サレテ居ルト云フ風デアリマスカ、其ノ後ニ於テ厚生省ガ出來タヤウナ譯デアリマスカ、私カラ申シマスカ、此ノ調査會ハ既ニ内務省時代ニ於テサウ云フ方針ニナツテ居ルノデア

リマスカ、厚生省ニ於テハ此ノ調査會ニ於テ無論其ノ實現ニ付テ御努力ニナラナケレバナラヌノデアリマスカ、一萬圓位ノ豫算ヲ計上シテアルダケデ、ソレ位ノコトデ、此ノ大問題ヲ解決ヲシ、是デ今大臣ノ言ハレル熱意ヲ以テ數十年來ノ舊習ヲ打破シテ行ケル、斯ウ云フコトニナリマスカ、其ノ點御考ハ如何デアリマスカ

○國務大臣(侯爵木戶幸一君) 此ノ問題ハ要スルニ委員會ヲ運用シテ行キマス所ノ經費デアリマシテ、普通ノ政府ノ持ツテ居リマス委員會トシテハ、規模トシテ寧ろ相當大キイ方ニ屬シテ居ルト存ジマス、從ツテ各方面ノ權威アル方々ノ御集ヲ願ヒマシテ研究致シマスカ、勿論立派ナ結論ガ出ルコトヲ期待シテ居ル次第デアリマス

○金岡又左衛門君 サウ致シマスト、此ノ調査會ニ於テ今度ハ非常ナル政府ノ熱意ヲ以テ臨マレト云フコトデアリマスカ、是ハ一般分業、一般醫藥制度ノ實現ト云フコトデアリマスカ、一層今回ノ國民健康保險法ヲ布カレル此ノ際ニ於テ、之ヲ片鱗タリトモ行ハレルト云フコトガ、最モ此ノ醫藥兩制度調査會ノ方ニ於テ其ノ政府ノ理想ヲ實現セラレルト云フ上ニ於テ、最モ私ハ便

利デハナイカ、又適當デハナイカト思フ、

ト申シマスノハ、政府ガ是ダケノ大計畫ヲ

以テ國民全般ノ健康保險ノ爲ニ事業ヲヤラ

レルノデアリマスカラ、是ダケデモ此ノ醫

藥兩制度ノ實際化ヲ圖ラレルト云フコトガ、

此ノ來ルベキ醫藥制度ニ向ッテ御努力サレ

ルノニ最モ私ハ便利デハナイカ、又適切デ

ハナイカ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、

成ル程此ノ制度ニ於テハ、醫師會、又藥劑

師會ト云フモノニ於テ此ノ診療、藥劑ノ給

付等ニ於テ方法ヲ設ケラレテアリマスカ、

實際ニ於テハ是ハ行ハレテ居ラナイノデア

リマス、現在ノ健康保險法ニ於テ千數百萬

圓ノ醫藥藥品ノ支出ヲナサルノニ對シテ、

八百萬圓カラ醫療費ニ充テテ居リ、藥劑ト

シテ藥劑師ノ方ニ處方箋ガ廻ッテ給付サレ

ルモノハ千圓餘リ、サウシマスト、之ヲ比

例カラ見レバ八千分ノ一デ、是ハナイト同

様デアアル、斯ウ云フ現象デアリマス、斯ウ

云フコトヲ今回政府ガ行ハレルノデアリマ

スカラ、國民健康保險法ニ於テ此ノ制度ヲ

幾分タリトモ實施セラレル、斯ウ云フコト

ニヤラレルコトガ最モ至當デハナイカ、又

之ヲ楔機トシテヤラレルコトガ最モ妥當デ

ハナイカト考ヘマスカ、如何デアリマスカ

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 從來屢、御

説明ヲ申上ゲテ居ルコトト存ジマスカ、今回

此ノ國民健康保險制度ヲ實行致シマスニ付

キマシテハ、現在ノ所ニ於キマシテハ、醫

藥制度ニ付キマシテ、醫藥ノ制度ト申シマ

スカ、此ノ醫療ノ方法ニハ實際ニ即シマシ

テ、現在ノ實情ヲ其ノ儘移シテ居ル譯デア

リマス、從ヒマシテ主トシテ之ニ付キマシ

テ醫藥分業其ノ他ノ問題ガアリマスカ、

調査會ヲ設ケテソレヲ研究シテ行ク、斯ウ

云フ建前ニナッテ居リマスノデ、政府ト致シ

マシテハ、此ノ法律ヲ行ヒマスノハ、差當

リハ現状ノ醫藥制度ヲ其ノ儘活用シテ行ク

ト云フコトニ致シテ居リマス、而シテ調査

會ニ於テ適當ナル將來ノ方針ガ決リマスカ

レバ、自然此ノ方面ニ於テソレヲ實行シテ行

キタイト斯ウ考ヘテ居リマス

○金岡又左衛門君 段々大臣ノ御意見ヲ承

リマシタガ、要スルニ私ガ繰返シ申サウ

デアリマスカ、唯現在ノ是迄ノ國民健康保

險法ノ醫藥制度實施ニ付テモ是迄ノモノヲ

建前トシテ居ル、從來ノモノニ依ッテソレニ

準ジテヤッテ居ル、サウシテ其ノ根本問題

ハ調査會ニ於テ解決スルト言ハレルノデア

リマスカ、結局サウ云フ趣旨ニナルノデア

リマスカ、其ノ從來ノモノニ準據スル、是

迄ノコトニ依ッテソレヲ基調トシテヤルト

云フコト、ソレガ私ハ大臣ニ非常ナル御勇

斷ヲ要望スルノデアリマシテ、是迄最モヤ

ラナケレバナラヌコトヲヤラズニ居ツタ、ド

ウシテモヤラネバナラヌコトヲ歴代ノ政府

ガ幾度モ計畫ヲシ、其ノ方針ヲ以テ臨ンダ

ケレドモ、或一方的ノ反對ニ依ッテ之ヲ葬ラ

レタト云フコトハ、是ハ屢、アッタノデアリ

マス、去ル大正十四年ノ藥劑師法制定ノ時

ニモ、其ノ時ニ於テモ醫師ノ處方箋ニ於ケ

ル調劑ト云フモノハ、之ヲ附則ノ方ニ設ケラ

レテアツタ、サウシテ附則ト云フモノガ當

然本法ノ方ニ入ルベキモノデアルト、斯ウ

云フコトヲ時ノ若槻內務大臣ガ議會デ聲明

シテ居ル位デアルカラ、之ヲ以テ見テモ、

歴代ノ政府ニ於テモ、是ハドウシテモヤラ

ネバナラヌト云フ方針ナリ、サウ云フ内意

ガアツタニ違ヒナイ、ソレデアルカラ大臣ニ

於カレテモ今度ノ調査會ヲ、之ヲ機會トシ

テ是非共サウ云フコトニスルト、斯ウ云フ

コトノ私ハ御勇斷ヲ切ニ希望致シマス、左

様ナコトニ大臣ガ御努力ヲ願ヘルコトデア

リマセウカ、如何デアリマセウカ一應伺ヒ

タイ

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 只今ノ御話

ノ點ハ、私ノ申シタコトガ十分徹底シナイノ

カモ知レナイト思ヒマスカ、要スルニ政府

ト致シマシテハ、各方面ノ權威アル方々ヲ

網羅シテ出來マス調査會ト云フモノヲ茲ニ

計畫致シテ居ルノデアリマスカラ、其ノ結

果ヲ俟チマシテ、是ガ實行ニハ十分勇斷ヲ

以テ當リタイト思ヒマス

○金岡又左衛門君 私人質問ハ大體是デ終

リマシタ

○金杉英五郎君 本案制定ノ御趣旨ハ能ク

了解シテ居リマス、併シナガラ之ヲ唯安價

治療ト云フコトバカリ目的デナク、最モ大

切ナコトハ豫防醫學デアラウト思ヒマス、

豫防方針ニ付テ大體ヲ伺ヒマスレバ大變都

合ガ宜シイト思ヒマス、是ハ豫防局長、政

府委員カラ伺ツタ方ガ都合宜イカト思ヒ

マス、如何ナル方針ニ依ッテ豫防方針ヲ樹テ

テ行クカ、大體伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(高野六郎君) 疾病ノ豫防ニ努

力致シマシテ國民ノ罹病率ヲ減ジ、健康ノ

程度ヲ増シマスト云フコトハ只今御審議ヲ

願ッテ居リマスル國民健康保險法ノ目的ヲ

達スル上ニ於テモ極メテ重大ナルコトデア

ルト考ヘテ居ル次第デアリマス、豫防局ト

致シマシテハ國民ノ間ニ多ク蔓延シテ居リ

マスル所謂國民的疾患ト申シマスルモノヲ

主眼ト致シマシテ、其ノ豫防ノ方策ヲ樹テ

ツ、アル次第デゴザイマス、譬テ申シマス

ルト結核ノ如キ、又花柳病ノ如キ、其ノ他  
農民間ニ澤山ゴザイマスル寄生蟲病、トトラ  
ホーム」ノ如キ、尙榮養ノ障害ニ基キマス  
ル病氣デアリマスルトカ、國民ノ素質、遺  
傳ニ伴ヒマシテ發生シマス病氣デアリマス  
ルトカ、各般ノ疾病、就中國民ノ健康ヲ脅  
カシマスル重大ナル疾患ニ付キマシテハ、  
ソレト研究ヲ致シマシテ、從來ゴザイマ  
スルソレトノ單獨ノ豫防方法ニ依リマシ  
テ一層努力致シマスル外、其ノ法制等ヲ完  
成整備致シマスルコトニモ努力致シタイト  
斯様ニ存ジテ居リマス。

○金杉英五郎君 能ク了承致シマシタ  
○金岡又左衛門君 只今ノ事ニ關聯シテ……  
此ノ國民健康保險ノ安價治療ニ墮セナイ  
カ、診療費ガ低價ニ過ギナイカト云フコト  
ハ屢、是迄能ク論議サレテ居ル所デアリマス  
ガ、ドウモ現今問題トナッテ居ル此ノ保險醫  
ノ檢舉處分、是ハ今モ申シマシタヤウニ表  
面ニ現レテ居ルノハ一部分デアッテ、其ノ實  
際ニ於テハ非常ナ多數ニ上ッテ居ルモノト  
思ヒマス、實際ニ於テ是ガドウモ安價治療、  
低價診療ト云フモノガ大變禍ヲシテ居ルノ  
デハナイカ、先立テ保險院長官カラ其ノ標  
準ニ付テ示サレテ居マシタヤウデアリマス  
ガ、ドウモソレガ大ナル原因ヲナシテ居ル、

非常ニソレガ原因デナイカト云フコトヲ考  
ヘルノデアリマスガ、ソレヲ今一應御伺ヒ  
シタイ、政府委員ノ方カラ……  
○政府委員(清水玄君) 御答致シマスガ、  
只今保險醫ノコトニ付キマシテ御話ガゴザ  
イマシタ、實ハ二、三日來新聞ニ多少出テ  
居リマス、多少事實ト違ッテ居ル點モゴザイ  
マスルシ、アレで見マスト如何ニモ保險醫  
ガ悪イヤウニ見エマスガ、監査ヲ致シマシ  
タ結果ハ必ズシモサウデモゴザイマセヌノ  
デ、多少普通ノ診療ヨリ悪イ診療ヲシテ居  
ルノデハナイカト思ハレル部分モ多少ハゴ  
ザイマシタガ、極ク大多數ハ何等普通ノ診  
療ト少シモ違ハヌ診療ヲシテ居ルト云フ結  
果ガ、是ハ數字的ニモ出テ居ル、從ヒマシテ  
全體ト致シマシテハ、健康保險ノ、現在ノ  
健康保險ニ付キマシテモ内容ハ惡イト云フ  
コトニモナラヌカト思ヒマス、ソレカラ診  
療ノ方針ノ話デゴザイマシタ、是ハ健康保  
險ト致シマシテハ、特ニ必要ナコトダケヤ  
レバ宜シイ、贅澤ノコトヲヤラヌデ宜シ  
イ、斯ウ云フ趣旨デ診療ノ方針ト云フモノ  
ヲ作ッテ居リマス、之ガ爲ニ普通ノ診療ヨリ  
惡イ診療ヲスルト云フコトニハナッテ居ラ  
ヌ譯デアリマス、實際監査ヲ致シマシタ結  
果ガ只今申シマシタヤウニ、サウ惡イモノ

デヤナイ、非常ニ惡イト申シマスノハ、監  
査致シマシタ全部ノ保險醫デアリマセヌ、  
一部分ノ保險醫ヲ監査シタノデアリマス  
ガ、其ノ結果トシマシテハ僅カ三、四「パー  
セント」位ハマア惡イカナト云フヤウナノ  
ガアッタ次第デアリマス  
○金岡又左衛門君 サウシマス、不良醫  
ト云フノハドウ云フコトヲ以テ不良醫ト云  
フノデスカ、現在ノ見方ニ於テ、之ヲ御調ベ  
ニナッテ居ルノデアリマスカ、其ノ不良ナル  
真相、ドウ云フコトヲ觀點ニシテ不良醫ト  
シテ處置スルニ至ツタカ、ドウ云フ状態ガ  
不良カ、保險法ノ規定違反カ、其ノ規定違  
反ト云フノハドウ云フコトデアリマスカ、  
ソレヲ一ツ御伺ヒシタイ

○政府委員(清水玄君) 只今申上ゲマシタ  
如ク、醫療ノ内容ガ惡イトカ善イトカ云フ  
コトデアリマス、ソレハ保險醫ノ善イ惡  
イト云フコトヲ附ケマスノハ非常ニムヅカ  
シイノデアリマス、御承知ノヤウニ醫療ノ  
内容ニ付キマシテハ、非常ニ主觀的部分ガ  
多イノデアリマスカラ、ドウモソレヲ以テ  
善イトカ惡イトカ言ヒニクイノデ、其ノ部分  
デ不良トカ善イト云フ標準ハ實ハ附ケテ居  
ラナカッタノデアリマス、今回監査ヲ致シマ  
シタ結果、惡イト申シマスノハ、大體所謂

附掛ト申シマスカ、十日分ノ藥ヲ出シテ居  
タノニ、二十日分ノ藥ヲ出シタヤウニ請求  
シタト云フヤウナ種類ノモノデアリマス  
カ、或ハ健康保險デハ、コチラカラ出シマ  
ス診療方針以外ノ被保險者カラ金ヲ取ッテ  
ハナラヌトナッテ居リマス、ソレヲ健康保險  
ノ診療以外ノコトヲヤツタカラ、金ヲ取ッ  
ト云フヤウナ種類、ハッキリ分リマスモノ  
ヲ、不良或ハ不正、サウ云フヤウナ解釋ニ  
付キマシテ日本醫師會ノ方デ處分ヲスル、  
斯ウ云フコトニナッテ居リマス  
○金岡又左衛門君 其ノ今言ハレタ十日ノ  
診療費ニ對シテ二十日ノ附掛ヲシタ、ソレカ  
ラ餘計ノ診療ヲシタ、ソレガ即チ所謂醫療  
低下、診療ノ安價ノ原因ヲナシテ居ル、サ  
ウ云フコトニナルノデアアル、私ハソレガ詰  
リ附掛ヲスル、或ハソレガ過大ニナル、標  
準ノモノデハ完全ナ治療ハ出來ヌ、完全  
ナル診療ガ出來ヌカラト云フコトニ基因ス  
ル、斯ウ云フヤウニ思ヒマスガ  
○政府委員(清水玄君) 御答ヘ致シマス、  
先刻申上ゲマシタ診療ノ方針ト申シマスル  
カ、是ハ詰リ内容ヲドノ程度ノ診療ヲス  
ル、健康保險デハ斯ウ云フコトヲヤル、斯  
ウ云フコトハヤラヌデモ宜シイ、斯ウ云フ  
コトハ決メラレル、ソレニ對シテドノ位政

府カラ報酬ヲ拂ッテ居ルカト云フコトハ、又別ノ問題ニナル譯デアリマスガ、只今ノ御話デアリマス、結局報酬ガ安イカラシテ醫者ガ色々ナコトヲスルノダラウ、斯ウ云フ御話ノヤウニ伺ヒマスガ、實ハ此ノ報酬ガ安イカ高イカト云フコトハ餘リハッキリ致シマセヌ、極ク率直ニ申上ゲマスト多少從來診療ガ安カッタラウカラ、モウ少シ金ヲ取ラヌトイカヌダラウト云フノデ、附掛ガアルダラウト云フコトニナル、サウスルト附掛ガアルカドウカト云フノデ實ハ醫師會デ報酬ヲ分配シマス場合ニ、多少醫師カラ言ッテ來マス報酬ヲ査定シマシテ拂ッテ居リマス、從ッテ査定ト云フコトガ起リマシテ、醫者ハ請求通りノ金ヲ實ハ貰ッテ居ラヌト云フヤウナコトガアリマス、詰リ請求通りノ金ヲ貰ハヌカラソレシヤ附掛ヲシテ置カスト、是ハ醫者トシテ無理ナイダラウト云フノデ、サウ云フ工合デ附掛ガ起ル、俗ニ申シマス馳ゴッコト云フ恰好ガ起ッテ居ルノデアリマス、サウ云フ點ヲハッキリシマス爲ニ、從來色々調査ヲシタリ、今回ノヤウニ監査ヲシタリト云フヤウナコトヲスルノデアリマス、實際拂ッテ居リマス金ガ安イカドウカト云フコトヲモウ少シハッキリサセル必要ガアリマスノデ、其ノ點モ醫師會ト協力致シマシ

テ、研究調査ヲ致シテ居リマス、只今ト致シマシテハ一應報酬ガ必ズシモ安イトモ申上ゲラレマセヌ、從ッテ惡イコトヲスル保險醫者アレバ、是ハサウ云フ意味デナク道德的ニ惡イノダト、斯ウ云フ風ニ實ハ考ヘテ處分ヲ致シテ居ル譯デアリマス、尙此ノ點ハ多少時日ヲ要シマス、ソレカラ尙事柄ガ非常ニ何ト申シマスカ、道德的ナ部分ガ入ッテ居リマス、簡單ニハッキリ決リマセヌノデアリマス、必ズシモ仰セノ如ク安イカラシテ醫者ガ惡イ事ヲスルト云フコトニナルノデアリマス、其ノ點ハドウモハッキリ申上ゲ兼ネル譯デアリマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) チョット速記ヲ止メテ下サイ

(速記中止)

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ速記ヲ……ソレデハ是カラチョット懇談會ヲ開會致シタイト思ヒマス、速記ハモウ……

午前十時五十八分懇談會ニ移ル

午前十一時七分懇談會ヲ終ル

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 是デ懇談會ヲ終リマス、今日ハ是ダケデ散會ヲ致シマス

午前十一時八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵川村鐵太郎君

委員

侯爵細川 護立君

侯爵井上 三郎君

子爵野村 益三君

子爵伊東二郎丸君

佐藤 三吉君

宇佐美勝夫君

下村 宏君

男爵高木 喜寛君

男爵關 義壽君

金杉英五郎君

濱口儀兵衛君

金岡又左衛門君

國務大臣

文部大臣兼 侯爵木戸 幸一君

厚生大臣

政府委員

厚生省政務次官 工藤 鐵男君

厚生次官 廣瀬 久忠君

厚生省衛生局長 林 信夫君

厚生省豫防局長 高野 六郎君

保險院長官 進藤 誠一君

保險院總務局長 佐藤 基君

保險院社會保險局長 清水 玄君

貴族院國民健康保險法案特別委員會議事速記録第二號正誤

頁 段 行

六 一 一 八 二 二〇 八 二 二〇 病入ニ 病院ニ

一〇 三 一四 途中ガ二千五百萬圓位 途中ノ千五百萬圓位

一 二 二 一 〇 政府委員 (工藤鐵男君) 〇政府委員 (進藤誠一君)

〇政府委員 (工藤鐵男君) 〇政府委員 (進藤誠一君)

〇政府委員 (工藤鐵男君) 〇政府委員 (進藤誠一君)

〇政府委員 (工藤鐵男君) 〇政府委員 (進藤誠一君)

〇政府委員 (工藤鐵男君) 〇政府委員 (進藤誠一君)

〇政府委員 (工藤鐵男君) 〇政府委員 (進藤誠一君)

〇政府委員 (工藤鐵男君) 〇政府委員 (進藤誠一君)